

厚生労働大臣給付指定講座

- 教育訓練給付制度とは

働く人の主体的な能力開発の取組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者（在職者）又は一般被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の20%（上限10万円）をハローワーク（公共職業安定所）から支給します。

- 給付制度対象者とは

教育訓練給付金の支給対象者（受給資格者）は次のいずれかに該当する方であって、厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了した方です。

- 雇用保険の一般被保険者（在職者）

教育訓練の受講を開始した日において被保険者として雇用された期間が通算して3年以上ある方。

- 雇用保険の一般被保険者であった方（離職者）

一般被保険者でなくなった後、教育訓練の受講を開始した日までが1年以内であり、かつ被保険者として雇用された期間が通算して3年以上ある方。

※ 詳しくはお近くのハローワークにて支給要件照会をお問い合わせ下さい

講座名	所持免許	受講時間	講座料金	給付対象経費	給付予定額 (対象経費の20%)
大型取得コース A	中型 8 t MT	18 時間	262,116	244,836	48,967
大型取得コース C	準中型 5 t MT	24 時間	314,604	296,244	59,248
3車種セット A (大型+大特+牽引)	中型 8 t MT	33 時間	377,568	345,168	69,033
2車種セット A (大型+大特)	中型 8 t MT	23 時間	300,132	275,292	55,058
2車種セット B (大型+牽引)	中型 8 t MT	28 時間	340,308	315,468	63,093
中型取得コース A	準中型 5 t MT	11 時間	134,892	118,692	23,738
大特取得コース	普通 MT	6 時間	89,856	81,216	16,243
牽引取得コース	普通 MT	11 時間	130,032	121,392	24,278

- ★ 上記金額は、規定料金（税込み）です。
- ★ 入校手続きの際に教習料金を全額お支払い頂きます。
- ★ 給付対象外経費は検定料金（修了・卒業）・写真料金
- ★ 別途講座により仮免交付手数料 2,800 円（非課税）が必要です。
- ★ 講習時間が規定時間を超えた場合の追加講習料、補習講習料、再受験料は給付対象外です。
- ★ 技能講習料 1 時間：大型 8,208 円／中型・大特・牽引 6,696 円
- ★ 検定料金 1 回：大型 8,640 円／中型・大特・牽引 7,560 円
- ★ 当講座をご利用の際は必ず入校時にお申込み下さい。一般教習コースの途中から当講座への変更はできません。

古川自動車教習センター

大崎市古川鶴ヶ埜字新江北 25

TEL : 0120-910-987